

広島県土地造成事業管理規程第七号

広島県土地造成事業事務処理規程を次のように定める。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県土地造成事業事務処理規程

広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）の管理者の権限を行う知事の権限に属する別表第一上欄に掲げる事務の処理については、別に定めるもののほか、当該下欄に掲げる規則又は訓令の例による。この場合における技術的読替えは、別表第二のとおりとする。

別表第一

| 事 務 の 種 別 | 規則又は訓令の名称 |
|--------------------------------|---|
| 職員の人事異動の取扱いに関すること。 | 人事異動の取扱いに関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号） |
| 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員の指定に関すること。 | 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令（昭和三十九年広島県訓令第一号） |
| 職員のき章に関すること。 | 広島県職員き章に関する訓令 〔昭和四十三年広島県訓令・広島県議会議務局訓令・広島県教育委員会訓令・広島県警察本部訓令・広島県選挙管理委員会訓令・広島県監査委員訓令・広島県人事委員会訓令・広島海区漁業調整委員会訓令第一号〕 |
| 職員証に関すること。 | 広島県職員証に関する訓令 〔平成五年広島県訓令・広島県議会議務局訓令・広島県教育委員会訓令・広島県選挙管理委員会訓令・広島県人事委員会訓令・広島県監査委員訓令・広島海区漁業調整委員会訓令第一号〕 |
| 職員の名札の着用に関すること。 | 職員名札の着用に関する訓令（昭和三十八年広島県訓令第十五号） |
| 職員の勤務評定に関すること。 | 広島県職員人事評価実施規程（昭和二十九年広島県訓令第二十七号） |
| 職員の表彰に関すること。 | 広島県職員等表彰規程（昭和二十五年広島県訓令第十号） |

| | |
|---------------------------------------|---|
| 職員等表彰審査会に関すること。 | 広島県職員等表彰審査会規程（昭和二十五年広島県規則第十号） |
| 予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員の指定に関すること。 | 予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則（昭和四十年広島県規則第四十六号） |
| 自動車の管理に関すること。 | 広島県庁用自動車管理規程（昭和三十二年広島県規則第八十号） |
| 建設工事の執行に関すること並びに建設事業負担金の徴収及び減免に関すること。 | 建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号） 建設工事監督規程（平成元年広島県訓令第十二号） 土木工事検査規程（昭和四十六年広島県訓令第九号） |

別表第二

| | | | |
|---------------|-----------|--|--|
| 規則・訓令の名称 | 読み替えるべき規定 | 読み替えられるべき字句 | 読み替える字句 |
| 広島県職員き章に関する訓令 | 第二条 | 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び広島海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の附属機関及び学校以外の教育機関を含む。）並びに警察本部及び警察署に勤務する一般職に属する職員（警察官を除く。） | 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項に規定する商工労働局（以下「商工労働局」という。）に勤務する一般職に属する職員 |
| 第三条 | | 総務局人事課 | 広島県土地造成事業組織規程（令和四年広島県土地造成事業管理規程第一号）第四条に規定する商工労働総務課（以下「 |

| | | | | | | | | | |
|--------|--|--------------------|--|---|--|---|--|---|--|
| | | | | 広島県職員証に関する訓令 | | | | 職員名札の着用に関する訓令 広島県職員人事評価実施規程 | |
| 別表第三 | | 第三項 | | 第十七条第二項及び 第三項 | | 第十六条第二項 第十七条第二項及び 第三項 | | 第十四条第一項 第十三条 第十二条第四項及び 第十三条 | |
| 局長 | | 知事 | | 総務局人事課 人事課長 | | 総務局長 人事課長 | | 総務局人事課長（以下「人事課長」という。） 人事課長 | |
| 商工労働局長 | | 土地造成事業の管理者の権限を行う知事 | | 商工労働総務課 商工労働総務課長 | | 商工労働総務課長 商工労働総務課長 | | 土地造成事業の管理者の権限を行う知事 商工労働総務課長 | |
| | | | | 総務局人事課 別表上欄に掲げる職員 の所属の区分に応じて、同表下欄に掲げる職にある者 | | 知事及び労働委員会 の事務部局 | | 知事 知事及び労働委員会 の事務部局 | |
| | | | | 第三条 第四条第二項 | | 第二条 第三条第一項第三号 | | 第二条 第三条第一項第三号 | |
| | | | | 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の学校以外の教育機関を含む。） | | 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の学校以外の教育機関を含む。） | | 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局（教育委員会の学校以外の教育機関を含む。） | |
| | | | | 商工労働総務課 | | 商工労働局 | | 商工労働総務課 商工労働局 | |

| | | | | | |
|--------|----|-------------------------------|---------------|--------|--------------|
| | | | | | |
| | | 第七條 | 第十一條第一項 | | |
| 所長 | | 検査を行った | 第三条第三項本文又は第四項 | 所長 | 中間検査又はしゅん功検査 |
| 商工労働局長 | れた | 土地造成事業の管理者の権限を行う知事により検査を命じられた | 第四条まで | 商工労働局長 | しゅん功検査 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。